

# 令和5年度 事業計画書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

# 令和5年度事業計画書 目次

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針 .....	1
はじめに・重点目標 .....	2
法人本部（事務局）・福祉の里総務課 .....	9
各務原市福祉の里つくし（福祉型児童発達支援センター） .....	13
各務原市福祉の里つくし（保育所等訪問支援事業） .....	14
各務原市福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター） .....	15
各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業） .....	16
各務原市福祉の里あすなろ（生活介護事業） .....	17
各務原市福祉の里ぽぷら（生活介護事業） .....	18
虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型）） .....	19
各務原市基幹相談支援センター すまいる .....	20
各務原市福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業） .....	21
高齢者生きがいセンター稲田園（生きがいセンター） .....	22
福祉の里支援センター .....	23
年間行事計画 .....	24

# 各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

## <基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

## <基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

## <ロゴマーク>



# 令和5年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

## はじめに

平成8年10月の各務原市社会福祉事業団設立から26年が経過しました。その間に「合理的配慮」や「意思決定支援」、さらに「虐待防止」や「身体的拘束の適正化」などが義務化され、障がい者の権利擁護の取組みが進められてきました。当事業団ではこうした国の動向に対応しながら、少子高齢化の進展、法人改革、働き方改革等による社会環境の大きな変化もふまえつつ、支援内容の改善や職場の環境整備等を図ってまいりました。

近年は、発達障がい児が増加傾向にあり、併せて子育てに困難を抱える世帯が顕著化する中で子育て世帯の支援強化が求められています。国は児童福祉法等の一部を改正し、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を令和6年4月1日から施行します。困り感を抱えた全ての障がいのある子どもと家族を支えるため、福祉型と医療型の児童発達支援センターを一元化し、専門性に基づく発達支援・家族支援の他、市内の障がい児通所支援事業所への助言・援助、インクルージョンの推進、発達支援の入り口としての相談機能を担うこととなりました。

当事業団としても、令和6年度から福祉型児童発達支援センター「つくし」と医療型児童発達支援センター「たんぼぼ」を一元化し、地域における障がい児支援の中核的役割としての機能強化を目指します。令和5年度はその準備期間として、母子通園の見直しや発達支援の入り口としての相談の位置付けを明確にするとともに、医療的ケア児への支援方法等の課題解決や市内の児童発達支援事業所との連携を含めた体制整備等を実施していきます。

成人を対象とする障がい者サービスについても、令和6年度に予定されている障害者総合支援法の見直しを見据えて、重度障がい者が利用できる生活介護事業「あすなろ」、「ぽぷら」、就労継続支援事業B型「虹の家・友愛の家」について、利用者とその家族の高齢化による課題を検討しながら対応していきます。現在、市内に無い“包括的な支援を必要としている人が利用できる「日中サービス支援型」のグループホーム”や、令和6年度に予定されている新しいスタイルの「通過型グループホーム」等を視野に入れながら、本人の「意思決定支援（本人の自己決定を尊重する支援）」に基づいて地域での暮らしを支援していきます。

なお、暮らしの選択肢として、当事業団と事業連携の締結をした（令和4年度締結）フェニックスグループや他の社会福祉法人等とも連携しながら検討していきたいと考えています。

職員については、ハラスメント対策や管理者等の部下育成能力を高めるための研修等を通じて、安心してきてさらに働くモチベーションが高まる職場環境づくりを進めてまいります。

◎令和5年度イメージ図（つくし、たんぽぽ、どんぐり）

令和5年度 福祉の里つくし（福祉型児童発達支援センター）

<児童発達支援>

- 保育、医療的ケア
- 特別支援
  - ・言語聴覚療法
  - ・**（新）作業療法**
- 市内の保育園等との交流保育（全体・個別）
- 保護者支援
  - ・ファミリーデー（家族参加行事等）
  - ・ペアレントトレーニング（年少児保護者対象）
  - ・保護者勉強会「きらっと」（職員が講師）
  - ・マザーズデー（保護者主体をサポート）



<地域貢献的事業>

「保育所等訪問支援事業」

- ・対象者の拡充
- ・訪問支援員の拡充

～不器用さのある子に対応する為、  
PT, OTの派遣～

- ・講師派遣・福祉従事者向け研修会等の開催
- ・大学生等の実習生の受け入れ
- ・市の福祉体験実習への協力
- ・**（新）フェニックスとの  
保育士・訓練士連携**

令和5年度 福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）

<児童発達支援>

- 保育、医療的ケア
- 訓練（リハビリテーション）
  - ・理学療法・作業療法・言語聴覚療法
- 市内の保育園等との交流保育（全体・個別）
- 保護者支援
  - ・ファミリーデー（家族参加行事等）
  - ・保護者勉強会「おたまじゃくしの会」（職員が講師）



<地域貢献的事業>

- ・講師派遣・福祉従事者向け研修会等の開催
- ・大学生等の実習生の受け入れ
- ・各務原市（市社会福祉協議会）の福祉体験実習への協力
- ・補そう具開発への協力
- ・**（新）フェニックスとの  
保育士・訓練士連携**

令和5年度福祉の里どんぐり（相談支援事業所）

<計画相談>

- サービス利用児者に係るサービス等利用計画の作成
- 障がい者（縮小）
  - 障がい児（拡大）



<一般相談>

- 健康、医療、経済、サービスの利用、人間関係、不安の解消
- 障がい者（縮小）
  - 障がい児（拡大）…発達相談、発達検査、吃音

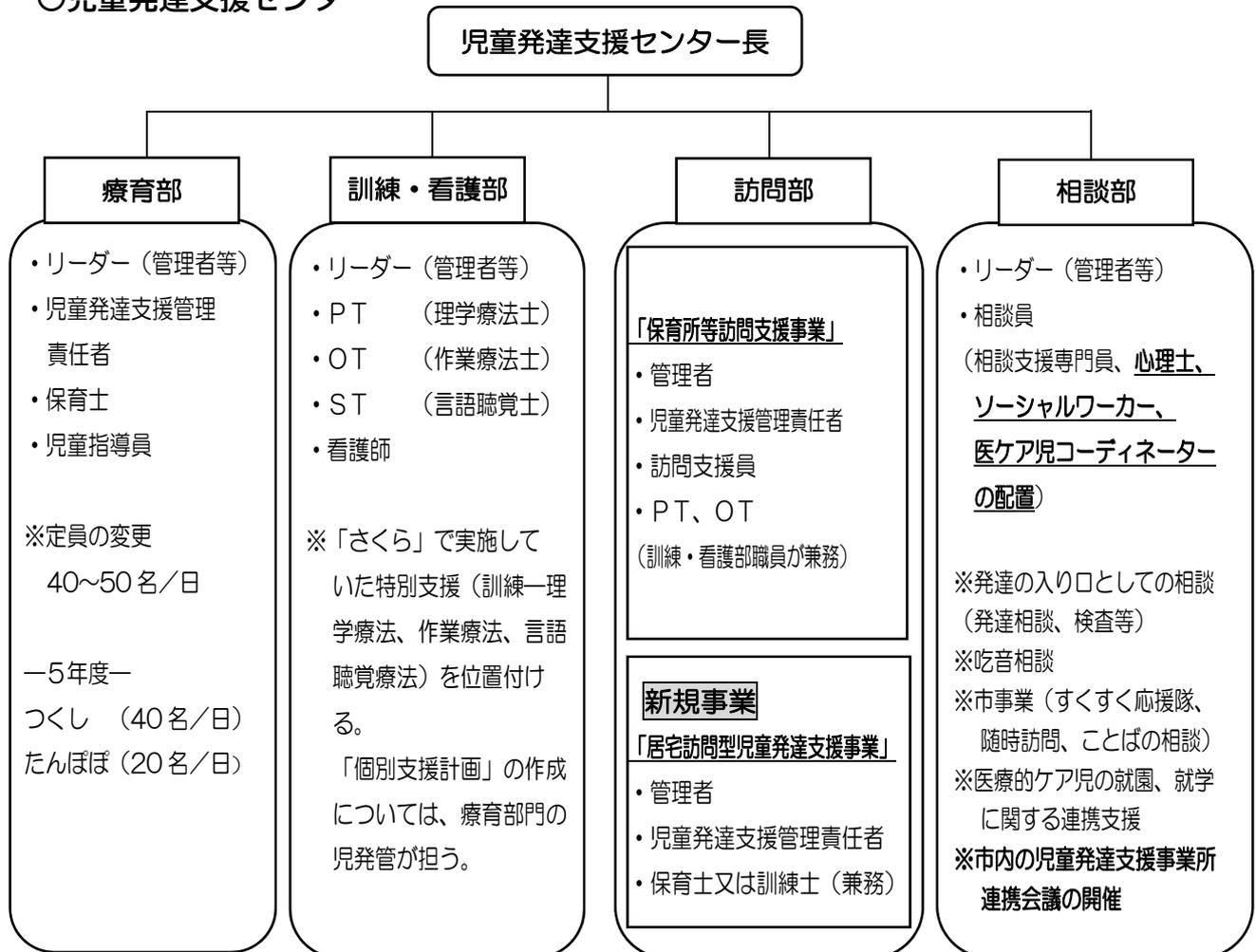
\*市の事業への参画

- ・すくすく応援隊（子育て応援課）
- ・随時訪問（子育て応援課）
- ・ことばの相談（健康管理課）

## 【参考】

- ◎令和6年度 イメージ図等(センターの一元化(福祉型「つくし」と医療型「たんぼぼ」の一元化) 児童発達支援センターとして、地域における障害児支援の中核的役割を担う為、新たな職員配置(センター長、心理士等)、及び各部門の設置と部門別リーダー(管理者等)を配置します。

## ○児童発達支援センター



## ○児童発達支援事業「さくら」

保育園や幼稚園に在籍している就学前の乳幼児で社会性の発達等が気がかりな子とその家族に対して、小集団によるグループ支援を通して総合的な発達と社会性への適応を促します。

※個別の特別支援(訓練—理学療法、作業療法、言語聴覚療法)は、児童発達支援センターに移行します。

## ○相談支援事業「どんぐり」

- ・計画相談…サービス利用児者に係るサービス等利用計画の作成(障がい者、障がい児)
- ・一般相談…健康、医療、経済、サービスの利用、人間関係、不安の解消等の相談(障がい者)

※障がい児の一般相談(発達相談、発達検査、吃音等の相談)は、児童発達支援センターに移行します。

※各務原市事業(すくすく、随時、ことばの相談)も児童発達支援センターに移行します。

## ◎令和6年度 児童発達支センターの地域における障害児支援の中核的役割

### (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援

これまで、障がい児保育を行う保育士や児童指導員、発達を訓練面で支える理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、医療的ケアを行う看護師等が研修を重ねながら専門性に基づいた発達支援・家族支援を行ってきました。R6年度はさらにそれぞれの専門性を高めて地域貢献する為に、新たに「**居宅訪問型児童発達支援事業**」（児童発達支援等のサービスを受けたくても外出することが著しく困難な重度の障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の支援等を行う事業）を開始します。

### (2) 市内の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション (支援内容の助言・援助)

この機能は新たな機能として、まずは児童発達支センターの職員が市内の児童発達支事業所の実態や課題等を把握し学ぶところからスタートする必要があります。その上で、情報共有や課題解決に向けた連携の場を提供し、助言・援助ができるようにし、各務原市全体の障害児通所支援事業所の底上げを図っていきます。

### (3) 地域のインクルージョンの推進（インクルーシブな保育の推進）

合理的配慮をしながら障がい児を受け入れる保育所や幼稚園等もあり、インクルーシブな視点が広がってきていますが、対応に苦慮している保育士もあるように思います。

「保育所等訪問支援事業」を拡充し、保育所や幼稚園等で障がいのある子ども保育が受けられるためのアドバイスをしながら、また、必要に応じて、保育所・幼稚園、学校等の職員に対して、インクルーシブな保育、教育について啓発のための研修会を実施する等して、共生社会を推進していきます。

### (4) 発達の入り口としての相談

センターに、新たに「相談部」を設け、発達の入り口としての相談体制を強化するとともに、スムーズな就園、就学等に繋がる寄り添い型の相談支援を目指します。家族の悩み、困り感にも対応できるよう、相談員として、心理士、ソーシャルワーカー、医ケア児コーディネーター等を配置し、家族支援をベースとした発達相談支援体制を構築します。医療的ケア児の就園、就学に向けても、「医療的ケア児コーディネーター」による保育園や学校との連携をスムーズに行います。

## 令和5年度重点目標

### 1. 障がい児支援（令和6年度児童発達支援センターの一元化に向けた準備）

#### (1) 福祉型児童発達支援センターつくし

- ・「作業療法」の開始（4月～）
- ・家庭の状況に合わせた通園方法の見直し（6月頃～）  
水曜日の午前中の活動を母子分離から単独通園にする、母子分離の時期を早める等
- ・フェニックスとの訓練士、保育士連携の開始（7月頃～）
- ・市内の児童発達支援事業所訪問、見学を開始（8月頃～）

#### (2) 医療型発達支援センターたんぼぼ

- ・家庭連携支援の継続（居宅を訪問し相談援助等を行う）
- ・家庭の状況に合わせた通所方法の見直し（6月頃～）
- ・水曜日午後の活動実施【月1回】（6月頃～）
- ・フェニックスとの訓練士、保育士連携の開始（7月頃～）
- ・市内の児童発達支援事業所の訪問、見学を開始（8月頃～）

#### (3) 児童発達支援事業さくら

- ・支援体制の工夫（4月～）

前年度までの個別支援体制からグループ支援を含めた支援体制に変更し、一律週1回の利用を支給量等に合わせた利用回数に変更する等して、担当職員が休みの場合も他職員がグループ支援で対応することで予定の利用を保障します。

- ・市内の他の児童発達支援事業所訪問、見学を開始（8月頃～）

#### (4) 保育所等訪問支援

- ・訪問支援員の増（4月～）

前年度までの訪問支援員1人体制から、必要に応じた理学療法士（PT）、作業療法士（OT）を加えた体制にします。

### 2. 障がい者支援（高齢化、重度化への対応）

#### (1) 利用者とその家族の高齢化に伴う暮らしの支援

「あすなろ」「ぽぷら」「虹の家・友愛の家」の3施設で、本人が望む地域での暮らしに向けて、利用者の「意思決定支援」を尊重しつつ支援します。グループホームでの暮らしも視野に入れて、フェニックスグループ（令和4年度に事業連携の締結）や他の社会福祉法人等と連携して検討します。

#### (2) 「あすなろ」利用者と親の高齢化に伴う通所方法と「ぽぷら」との一元化の検討

- ・親の高齢化に伴う送迎用バスステーションまでの付添いが難しくなっている人がいるため、大型巡回バスのみによる送迎方法の見直しを検討します。
- ・あすなろの高齢化による体力の低下、介護度UPなどにより、現在の「ぽぷら」利用が適している場合も生じています。今後、生活介護における一元化も検討します。

#### (3) 「あすなろ」の重度化、強度行動障害者への対応

- ・介助・支援のしやすい障がい者用トイレの増（市の改修計画予定）

- ・強度行動障がい者へのハード面での環境整備が必要で、クールダウンするための部屋や少人数で取り組める環境等の検討をします。

#### (4) 「虹の家・友愛の家」の送迎サービスの検討

自力通所、又は家族の送迎ができなくなった場合の「送迎バス」が必要となっています。

特に、交通アクセスの少ない「友愛の家」については、高齢の利用者が、今は自転車（雨の日は徒歩）で通所していますが、今後「送迎サービス」の必要性を検討します。（※現在、送迎サービスを実施していない。）

### 3. 相談支援

#### (1) 基幹相談支援センターすまいる

- ・市内の相談支援体制の充実
- ・居宅介護支援事業所との連携
- ・各務原市障がい者地域支援協議会の活性化
- ・地域生活支援拠点事業の円滑化

#### (2) 相談支援事業所どんぐり

##### ・未就学児の相談支援の拡充

18歳以上の成人の相談支援については縮小し、療育を必要とするすべての未就学児に、計画相談を実施していきます。

- ・発達相談、発達検査、吃音の相談も継続します。
- ・市の事業（すすく応援隊、随時訪問、ことばの相談）を相談事業に位置付けます。

### 4. 高齢者支援

#### (1) 高齢者生きがいセンター稲田園

～健康維持、健康への意識向上～

- ・入浴サービス、カラオケ、軽スポーツ、囲碁将棋に加え、新たに毎日のラジオ体操を実施します。

### 5. 人権擁護、安心・安全対策

#### (1) 人権擁護、安全衛生・健康管理体制の確立

- ・身体的拘束適正化、虐待防止に関する委員会の活性化と研修の充実
- ・(新) 障がい児施設の送迎バスでの置き去り防止のための安全装備の設置
- ・事故・ヒヤリハットに関する検証委員会の充実
- ・苦情解決への対応の適正化
- ・利用者満足度、職員満足度アンケートの実施
- ・(新) 「虹の家・友愛の家」も満足度アンケートを実施します。
- ・「感染症対策委員会（コロナ、インフルエンザ、ノロ等）」（令和6年度から義務化）の立ち上げ、及び感染対策研修の計画と実践

#### (2) 防災対応

- ・事業継続マネジメントシステム（BCM）の運用（災害時等の福祉支援体制の整備）
- ・(新) 「友愛の家」（水害時の危険区域内）については、地震時の避難場所（小学校）までの誘導訓練について、地域住民（川島民生委員等）の協力のもとに行います。

## 6. 職員の働き方改革の推進等

### (1) 働き方改革の推進

- ・ 男性職員の育休制度（産後パパ育休）の推進

### (2) 管理者等の部下育成能力の醸成

- ・ 部下育成を見据えた人員配置・体制整備

#### ・ 求められる役職像の提案

- ・ 役職者の人事評価表のウエイトの見直し（育成にかける点に重点を置く）

- ・ 職員研修マニュアル（職員の育成）の適正な運用

- ・ メンター職員制度（令和4年度から開始）の継続

- ・ ハラスメント相談窓口に第3者機関（専用メールアドレス）を追加する。

- ・ ハラスメント研修の実施（ハラスメントが起きない工夫をしている職場の良い事例紹介等）

- ・ 「職場環境」に関するアンケート（令和4年度から開始）の実施と管理者へのフィードバック

- ・ コミュニケーションカUPの研修等の実施

- ・ 管理者の部下へのフィードバック面接の充実

### (3) (強化) 安全衛生管理体制

- ・ 安全衛生管理体制の確立

- ・ 安全衛生担当者の役割の強化

# 法人本部（事務局）・福祉の里総務課

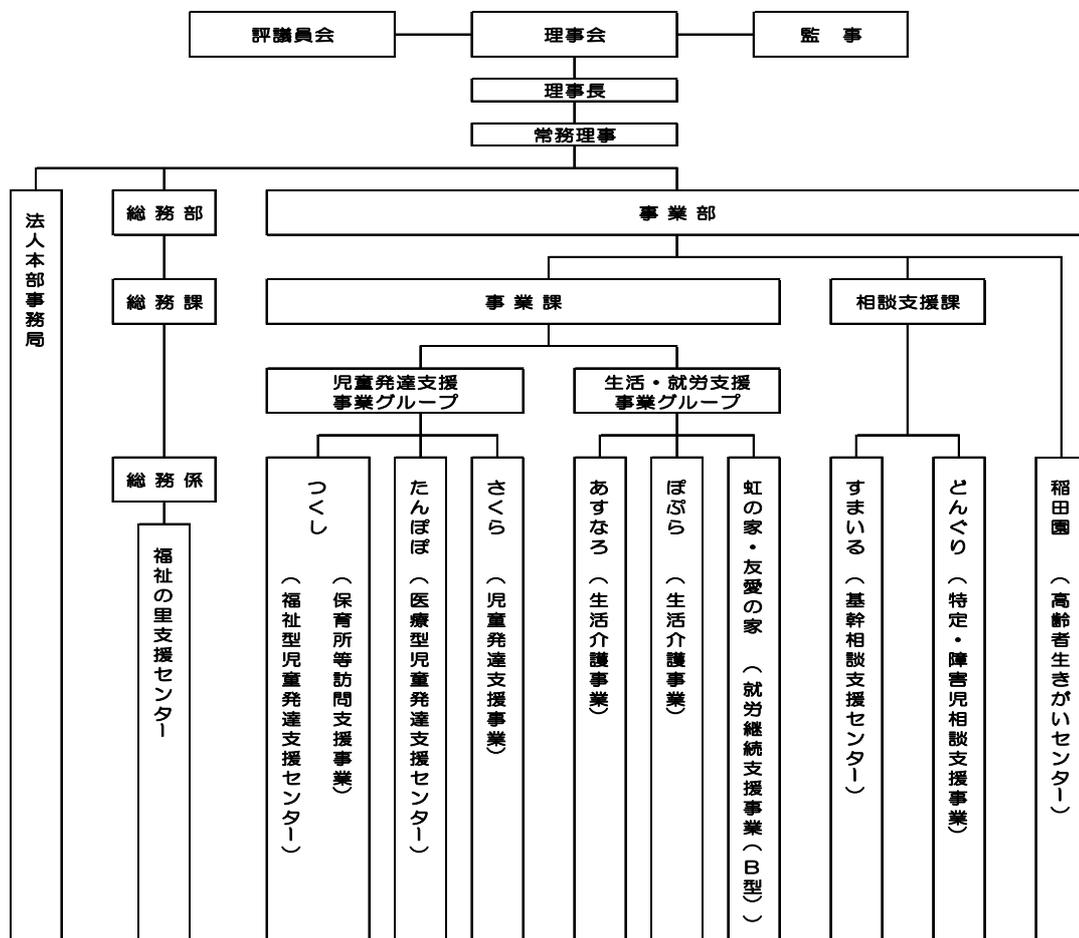
## 1. 事業概要

- (1) 予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催します。
- (2) 多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、委託者である各務原市はもとより関係機関との連携を深め、より良い支援体制の確立を目指します。
- (3) 人材育成の強化を図るため、研修体系に沿った職員研修を実施します。
- (4) 職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。
- (5) 苦情解決制度や第三者委員制度を周知徹底し、利用者の意見を真摯に受け止め反映するようにします。

## 2. 現状と課題（中長期目標）

令和元年度から5年間の指定管理を受け、事業運営においては運営上の問題点や課題を把握し、その改善に努め、サービスの質の向上に繋げていきます。同時に、基本理念等の周知や経営状況の把握と改善を意識した施設運営のほか、人事考課制度の運用・見直し、職員研修の充実などによる人材育成、後継者育成等様々な課題に取り組み、利用者サービス・利用者満足の向上に努めます。また、働き方改革関連法の施行に伴う労働環境の整備に努めます。

## 3. 組織図



#### 4. 職員配置

	職員数	内 訳	
		正規職員・再雇用(※)	契約職員
総務部・法人本部事務局	10 (7)		常務理事 1 総務部長 (1)
法人本部事務局	5 (1)	事務局参事 1 事務局員 3	事務局長 (1) 事務局員 1
総務課	4 (5)	総務課長 (1)	
総務係	4 (4)	総務課長補佐 (1) 総務係長 (1) 総務係員 (1) 管理栄養士 1 看護師 2 運転士兼介護員 1	総務係員 (1)
事業部	87 (33)		事業部長 (1) 福祉の里所長 (1)
事業課	71 (26)	事業課長(※) 1 事業課主幹(あすなる管理者) (1)	
児童発達支援事業グループ	34 (14)		
つくし (福祉型児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	19 (3)	[児童発達支援センター] 管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 児童指導員 1 保育士 4 看護師 1 作業療法士 1 言語聴覚士 1 管理栄養士 (1) 運転士兼介護員 (1) [保育所等訪問支援事業] 管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 訪問支援員(言語聴覚士) 1 事務職員 (1)	児童指導員 2 保育士 4
たんぽぽ (医療型児童発達支援センター)	8 (4)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 児童指導員 1 看護師 1 理学療法士 1(1) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 1 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	保育士 2
さくら (児童発達支援事業)	7 (7)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 保育士 2 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 (2) 事務職員 (1)	保育士 3
生活・就労支援事業グループ	36 (11)		
あすなる (生活介護事業)	18 (2)	管理者 1 サービス管理責任者 1(2) 生活支援員 6 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 10
ほぶら (生活介護事業)	9 (6)	管理者(※) 1 サービス管理責任者 1 生活支援員 1 看護師 1 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 1 看護師 1 介護員 3(1)
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	9 (3)	管理者(※) 1 サービス管理責任者 2 生活支援員 2 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	職業指導員 2 生活支援員 2
相談支援課	9 (5)		相談支援課長(すまいるわか-長) (1)
すまいる (基幹相談支援センター)	5 (2)	地域生活支援拠点コーディネーター 1 相談支援員 2(1)	センター長 1 相談支援員 1(1)
どんぐり (特定・障害児相談支援事業)	4 (2)	管理者 1 相談支援員 3(1) 事務職員 (1)	
福田園 (高齢者生きがいセンター)	7	園長 1	事務職員 1 用務員 5
計	97 (40)	正規職員・再雇用職員 計 57	契約職員 計 40

(括弧内は兼務を表す)

## 5. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業				
	種別	名称	根拠法令	定員	経営の別
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業 (福祉型児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	各務原市福祉の里つくし	児童福祉法	40人	指定管理者制度による受託
				—	
	障害児通所支援事業 (医療型児童発達支援センター)	各務原市福祉の里たんぼぼ		20人	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援事業)	各務原市福祉の里さくら	20人		
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里あすなろ	障害者総合支援法	60人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里ほぶら		20人	
	相談支援事業 (特定・障害児相談支援事業)	各務原市福祉の里どんぐり	障害者総合支援法 児童福祉法	—	管理委託制度による受託
	障害福祉サービス事業 (就労継続支援事業B型)	虹の家 (主たる事業所) 友愛の家 (従たる事業所)	障害者総合支援法	20人 15人	
老人福祉センター	各務原市高齢者 生きがいセンター 福田園	老人福祉法	—	指定管理者制度による受託	
公益事業	基幹相談支援センター	すまいる	障害者総合支援法	—	管理委託制度による受託
	各務原市福祉の里支援センター		法外	—	指定管理者制度による受託

## 6. 職員研修

職員の資質向上等のため各種研修を計画的に実施していきます。

虐待防止・人権擁護研修、パワーハラスメント研修、コミュニケーションカUPの研修、管理者の部下へのフィードバック面接の研修、役職者の人事評価研修、メンター職員報告会、メンタルヘルスケア研修、意思決定支援研修、リスクマネジメント研修、感染症予防研修、救命講習、新規採用職員研修等

## 7. 委員会活動

利用者の安心・安全や職員の知識・支援の質の向上、労働衛生管理、情報発信等のため、各種委員会を開催します。

### (1) 苦情解決第三者委員会

施設へ寄せられた苦情・相談内容について委員会に報告し、第三者委員にご助言をいただき、その解決に努めます。

### (2) 衛生委員会

職員の健康障害の防止、労働災害の再発防止のため、委員会にて報告し、産業医のご助言をいただき、その防止のための検討を行います。

### (3) 虐待防止・身体拘束適正化委員会

この委員会は虐待防止委員会Ⅰ及びⅡで構成されており、虐待防止委員会Ⅱ(虐待防止マネージャー会議)では職員に虐待防止法等を周知し、その理解を深めるための研修を実施します。また虐待防止チェックの実施と分析や「虐待ひやりはっと報告書」の内容を検討し、虐待防止委員会Ⅰへ報告します。

虐待防止委員会Ⅰでは報告のあった虐待が疑われる案件について検討し、虐待と判断した場合には行政にも通報します。その他、マニュアルの整備などを行います。

#### (4) 事故検証委員会

各施設から提出された、ヒヤリハットと事故の内容を検証し、その結果を施設に報告し、再発防止に努めます。

#### (5) 感染症対策委員会

令和6年度からの義務化に向けて「感染症対策委員会」を立ち上げます。新型コロナウイルスを含む感染症対策について、感染防止のための対策と感染者発生時の対応を検討しマニュアルを整備します。また、感染症対策の研修を計画・実施します。

#### (6) 給食委員会

管理栄養士を中心に、各施設の担当者や調理員と利用者の給食提供に関わる検討を行います。食形態の調整、嗜好調査の結果などを施設間で共有し、安全で楽しく食事が摂れるよう努めます。

### 8. 健康管理

利用者・職員の健康管理のため健診等を実施します。また施設利用者においては体重測定や歯科指導、血圧測定などを必要に応じて実施し、健康管理、疾病の早期発見に努めます。

- ・利用者：小児科診察、整形外科診察、内科検診、歯科検診、耳鼻科検診
- ・利用者：内科検診、精神科検診、歯科検診、耳鼻科検診、血液検査、尿検査、便検査、インフルエンザ予防接種（あすなろ、虹の家・友愛の家）
- ・職員：健康診断

### 9. 安全・防災・防犯

- ・受託経営する施設の管理を行います。安全管理においても常に設備器具の点検を行い、整備の万全を図ります。
- ・事故、感染症等各種リスクに対応するため、定期的なマニュアルの見直しを行います。新型コロナウイルス感染対策については、引き続き情報収集を行いながら、利用者・職員の感染予防に努めます。
- ・送迎について、利用児者の状況に応じてコースなどを検討し、安心してご利用いただけるようにします。
- ・利用児・者参加による避難訓練を毎月実施します。あわせて消火設備、避難設備器具等の点検を行い、万全を期します。
- ・地震等の災害に対応できるよう事業継続マネジメント（BCM）の運用を行います。また福祉避難場所としての受け入れ体制の整備を図ります。
- ・日中の出入口施錠と監視カメラの設置、各務原警察の巡回等により防犯の強化に努めます。

### 10. 地域貢献

ボランティアや高校、大学等の福祉実習の受け入れの他、地域の関係者に向けた福祉の里セミナーや療育研究会などを開催します。また、各務原市の寺子屋事業への協力により福祉人材の育成に努めるとともに、他法人との事業連携を進め地域に貢献できる体制を強化します。

# 各務原市福祉の里つくし(福祉型児童発達支援センター) 定員40名

## 1. 事業概要

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りが見られたりする就学前の幼児とその保護者に対し、保育や訓練を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適応力を育てます。また、保護者に対し相談、助言等を通して、子育ての不安を減らし自信を持って子育てしていけるよう支援します。

## 2. 運営方針

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りがみられたりする就学前の幼児とその保護者に対し、個の発達段階に応じた効果的な保育や訓練を通して、家庭を中心とする日常生活への適応力を育成します。

## 3. 現状と課題

- ①親子療育を行うことで『子育ての困り感』や『より良い支援の方法』を保護者と一緒に考える時間を確保してきました。働く保護者等への通園の負担が多くなるように、単独通園の時期や日数の調整を図っているところです。
- ②1対1対応での支援が必要な重度の子や家庭支援が必要な子が増えています。発達の保障ができるようにできるだけ個別対応で日々の保育を行っています。
- ③動ける医療的ケアが必要な子に対して、令和4年度から看護師を配置し、安心・安全に配慮しています。
- ④言語聴覚訓練を必要とする子の増に対応して、訓練のコマ数を増やしています。
- ⑤不器用さがある子に対して、作業療法のニーズも増えています。
- ⑥コロナ禍による職員の出勤停止に対して、工夫しながら施設の運営をしてきました。また、コロナ感染予防の為、他クラス、他施設や保育所等との交流を控え、活動内容の選別も行ってきました。今後は、保護者同士の繋がりや他児童発達支援事業所・保育所等との交流の場を確保していきたいと思えます。

## 4. 実施計画(目標)(★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業)

◎法改正による「医療型児童発達支援センター」との一元化を見据え、職員間の交流や支援の在り方を児施設全体で検討しながら実施していきます。

### ◎保護者支援の強化

- ・働いている保護者に対して、負担を軽減できるよう、行事や日程の調整を行っていくとともに、母子通園について負担を軽減できるよう工夫します。
- ・保護者の困り感に対して、より充実した情報の提供とチームでのフォロー等に努めます。

### ★ケアニーズが高い子(個別サポート加算対象児)へのサービスの向上

- ・言語聴覚訓練に加えて、新たに作業療法を開始します。

### ◎感染対策

コロナ対策も含め、感染予防しながら保育内容の充実を図っていきます。

### ◎他事業所や関係機関との連携

- ・他の児童発達支援事業所や関係機関との連携を深め、情報を共有します。
- ・保育所等訪問事業と連携しながら、スムーズな就園とその後のフォローの充実を図ります。

## 5. 人員配置

管理者(専任)、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、言語聴覚士、作業療法士、看護師、医師、管理栄養士、送迎バス運転士兼介護員、事務職員

# 各務原市福祉の里つくし（保育所等訪問支援事業）

## 1. 事業概要

保育所、幼稚園等に在籍し集団適応のために専門的な支援を必要とする子どもに対し、通所・通園先の集団の中で個別的な関わりを通して、子どもが集団生活に適応し、保育所・保育園・幼稚園などで安定した生活が送れるように支援します。

## 2. 運営方針

子どもの発達特性や生活環境などを踏まえ、集団生活への適応性や社会性が身につけられるように支援します。また、家族や保育所等の職員と連携を取りながら子どもの育ちを支援します。

## 3. 現状と課題

専任職員が市内、市外の保育所、幼稚園等に訪問支援を行いました。つくし、たんぼほ終了時のフォローアップだけでなく、集団生活の中で支援が必要なケースに対しても訪問支援ができました。訪問先が増えてきたことから、この事業の認知度が上がり、園の先生からの相談事案も増えてきましたが、必要なケースすべてに対応するには、訪問支援員を増やしていく必要があると思われます。

## 4. 実施計画（目標）（★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業）

### ◎支援の充実

- ・通所支援を利用困難な子どもや集団場面の中での支援が必要な子に対する支援を充実します。
- ・前年度までの訪問支援員1人体制から、必要に応じた理学療法士（PT）、作業療法士（OT）を加えた体制にします。

### ◎地域支援の強化

- ・児童発達支援センターの役割として、地域の保育所等や児童発達支援事業所へのスーパーバイズ等のシステムを構築できるように、関係機関と連携しながら、必要なサービスを提供するための基礎を作ります。
- ・就学支援として、教育支援委員会への情報提供等しながら、子どもの発達に合わせた就学先を、保護者が納得しながら安心して選択できるよう支援します。  
（※令和4年度まで、児童発達支援事業「さくら」の位置づけ）

※令和4年度に実施していた各務原市の事業（すくすく応援隊事業、随時訪問、ことばの相談）は、令和5年度は「相談支援事業どんぐり」に移行。

## 5. 人員配置

管理者（専任）、児童発達支援管理責任者、訪問支援員（言語聴覚士）、理学療法士、作業療法士、事務職員

# 各務原市福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）定員20名

## 1. 事業概要

運動発達や医療的ケア等に支援が必要な就学前の乳幼児とその保護者に対し、保育を中心に理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

## 2. 運営方針

運動発達や医療的ケア等に支援が必要な子どもに対し、保育士、看護師、訓練士がチームとなって連携し、総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。また、子どもが地域の園や支援機関でも安心して過ごせるよう、地域との連携に努めます。

## 3. 現状と課題

- ①保育は、その日の活動（保育・訓練）の流れや人数、個々の療育のねらいに合わせ、1～3つの部屋に活動を分けるなど、臨機応変な対応を行いました。また、保護者の就労やレスパイトを目的とした家族分離へのニーズがあり、他事業所と併用されるケースが多い現状はありますが、家族分離の実施と同時に、親子通園のメリットを活かせるような保護者支援に努めました。
- ②「医療型」施設の特徴を活かし、看護師による医療的ケアの実施や職員へ医療情報の共有がされ、保護者の安心感につながっています。しかし、東海地区の他施設の例をみても「医療型」施設の利用児が減少しており、医療の進歩、出生数の減少、他の施設利用の増加などの実態を調査すると同時に、当園の役割を見直す必要があります。
- ③「福祉型児童発達支援センター」との一元化に向け、施設内の体制整備、施設外の関係機関との関わりなどが実施できるよう、職員間で意見交換や相互理解を深めていきたいです。

## 4. 実施計画（目標）（★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業）

### ◎個々のニーズに合わせた支援の充実

療育目標、支援内容の多様化に対応できるよう、保育のクラス編成や支援内容（親子通園の効果を活かしつつ、家族分離の実施目的、他事業所との連携など）、また、そのための役割分担について再検討します。

### ◎職員が働きやすい組織作り

施設内外の職員、他職種の専門性や思いを尊重しながら、多職種間の情報や意見交換を継続し、相互に話しやすい環境をつくりまします。

### ◎「児童発達支援センター」一元化へ向けた実施の準備

- ・「医療型」施設のとしての役割の見直し、子どもの発達特性に合わせて柔軟に対応できる支援体制、訓練士が各施設に効果的に介入するための方法を検討します。
- ・市内の他の医療的ケア児を受け入れている児童発達支援事業所を訪問・見学し、交流を通して、市内の医療的ケア児の実態把握に努めます。
- ・訓練士（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）について、令和4年度に事業連携したフェニックスグループの職員と連携しながら研修を行います。

## 5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師、管理栄養士、事務職員

# 各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）定員20名

## 1. 事業概要

保育所・幼稚園等に在籍し、ことばや社会性の発達が気がかりな、又は運動発達に支援が必要な就学前の幼児とその保護者に対し、支給量にあわせた支援を提供し、総合的な発達と社会生活への適応を促します。また、保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。

## 2. 運営方針

地域の医療・園・学校等との連携を図りながら、ことばや社会性、運動の発達が気がかりな就学前の幼児の総合的な発達と社会生活への適応を促します。

## 3. 現状と課題

- ①子どもの発達段階や発達特性に合わせた活動や、多様な療育体制が必要です。また、グループ活動でも個々に合わせたねらいを意識することが大切です。
- ②家庭での困り感は少ないものの、集団生活での困り感を抱えている子が比較的多い状況です。コロナ禍ということもあり、保護者が集団生活での子どもの姿を知る機会が減っており、集団での姿や困り感がつかめない保護者が増えています。園訪問を活用して、集団生活での姿や支援が必要な点について保護者に伝える必要があります。
- ③集団生活の中でも、子どもの発達を保障していく必要があることを園と共通認識し、子どもの育ちを支えるために共に連携していくことが大切です。

## 4. 実施計画（目標）（★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業）

### ◎子どもの発達に合わせた療育

子どもの発達のニーズに合わせた活動内容を提供します。また、必要に応じて母子療育や合同グループを編成する等、柔軟な療育形態を提供します。

### ◎保護者支援

家庭や集団生活での姿も含めて、こどもの全体像について共通理解を図ります。また、運動面や不器用さが気になる子どもについては、訓練士がアドバイスする他、相談会や勉強会を計画していきます。

### ◎地域支援（園との連携・就学支援）

・園との連携については、園訪問を通じて、子どもの姿について担任と共通理解を図ると共に、園でできる支援について具体的に提案するなど、集団生活で発達保障されるよう取り組みます。

・就学支援については、就学についての保護者向け勉強会、校区の学校見学、大学教授による発達相談会、小児科診察を通じて、保護者が納得しながら安心して選択していけるよう支援します。

## 5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師、事務職員

# 各務原市福祉の里あすなろ(生活介護事業)定員60名

## 1. 事業概要

知的障がいがある方に対し、安定した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事の介助及び更衣、排泄の支援を行います。また、作業活動(仕事)を中心とし、調理・洗濯・掃除などの支援、並びに検診、運動などの健康管理の支援、外出支援等を行います。

## 2. 運営方針

知的障がいがある方に対し、障がいの特性や得意なこと、加えて支援のニーズに応じて、1階と2階のグループに分かれて活動を行います。また、一人ひとりのニーズや特性、興味に合わせた支援を実施します。

施設での活動や地域で生活する上での情報提供及び助言をするとともに、地域にある様々なサービス機関と連携して支援を行います。

## 3. 現状と課題

- ①1階、2階のそれぞれの活動が確立したことで、活動内容が充実し、利用者が落ち着いて活動に参加できるようになりました。また、一人ひとりが自分らしさを出せる場面が増えました。
- ②2階利用者の障がいの重度化や、強度行動障害の増加で、介助や個別での支援が必要な利用者が増加しました。介助・支援のしやすい障がい者用トイレの増加が必要で、今後、市による設備改修にて対応していきたいと考えています。
- ③利用者の高齢化により、生活習慣病等の健康不安が増えています。

## 4. 実施計画(目標)(★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業)

### ◎安心・安全の確保

移動時は事故を防止するために付添・見守りをより行い、安全の確保に努めます。

また、施設行事については引き続き感染対策も考え、ニーズに沿いながら、少人数・分散化などで新しいカタチでの行事(カラオケ、スヌーズレン、クリスマス会、餅つき会、年度末式など)を行います。

### ◎意思決定と自己選択

各活動において、自分で選んでもらう場面を数多く増やし、意思決定と自己選択を尊重する支援に努めます。

### ◎尊厳の確保

2階トイレ誘導の時間の調整、1階トイレ介助時の障がい者用トイレの使用などを行い、利用者の体調に合わせてつつ、尊厳を確保できるように努めます。

### ◎健康の維持と将来の暮らし

保護者と協力し、本人の健康を維持していけるように努めます。また将来の暮らしの場、家庭での支援者の緊急時にどのように対応していくかを相談支援専門員・関係事業所と連携し、グループホームでの暮らしも視野に入れながら考えていきます。

### ◎情報共有の推進

主任とサービス管理責任者で各階の状況を伝えあい、情報共有に努めます。

### ◎利用者との高齢化に伴う通所方法と「ぼぷら」との一元化の検討

高齢化による体力の低下、介護度アップなどにより、現在の「ぼぷら」での利用に向けた生活介護における一元化を検討します。

## 5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、管理栄養士、事務職員  
送迎バス運転士(委託)

## 各務原市福祉の里ぽぷら (生活介護事業) 定員20名

### 1. 事業概要

重症心身障がい、身体障がいの方に対して食事及び排泄・入浴の介護や日常生活に必要な機能の維持向上を目的とした機能訓練の機会の提供、その他レクリエーションなどの活動を通して安定した日常生活と社会参加への支援を行います。

### 2. 運営方針

利用者の生活の質を高め、安定した日常生活を営むために必要な支援、介助、訓練等を行い、地域での安心で安全な暮らしを支援します。また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。

### 3. 現状と課題

- ①地域生活支援事業の拠点事業所として契約された利用者への訪問を随時行ってきました。当事業所スタッフが緊急時の対応がどこまでできるか課題です。
- ②職員間の気づきを大切にし、他のサービス機関に連絡報告し連携に繋げていくことで健康悪化もなく、予防の支援を行う事ができました。
- ③コロナ禍において、自主的な利用自粛などがありましたが、徐々に通常サービスを受ける兆しがあります。今後は、利用者が安心して通所できるよう、マスク着用などの感染対策の見直しが必要です。
- ④整形外科医や訓練士と連携しながら利用者の日常生活動作に繋がるよう維持向上の訓練や活動に努めることができました。しかし、常駐の訓練士がいないため訓練の確認や日常生活動作の確認が遅れます。
- ⑤家族からの相談に耳を傾け、相談内容によってはできる範囲で支援を行うことで苦情もありませんでした。
- ⑥火災訓練と地震訓練を行いながら、当事業所で備えた医療用品その他の備蓄品を利用者と共に点検しました。

### 4. 実施計画 (目標) (★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業)

#### ◎地域生活支援拠点事業所としての体制整備

家庭での見守り支援等の情報収集をしてプロフィールブックの見直しを行います。

#### ◎安心・安全な医療的ケア

職員間の気づきを大切にすることにより、健康悪化につながる兆候を少しでも早く見つけられるよう努めます。また、予防のための活動・支援を行うとともに、丁寧かつ確実な医療的ケアを実施します。

#### ◎機能訓練

他のサービス機関と連携しながら日常生活動作の維持向上に努めます。

#### ◎衛生管理

新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染予防対策として、利用者または家族の協力を得ながら、マニュアルに沿った取り組みを行います。

#### ◎家族支援

家族からの相談に耳を傾け、他事業所や相談支援専門員と連携しながら必要な助言などの支援を行います。

#### ◎災害に備えての取組み

施設で備えた医療用品、衛生用品その他の備蓄品の定期点検や、火災だけでなく地震時や利用者の急変時の対応と訓練を行います。

### 5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、事務職員、送迎バス運転士（委託）

# 虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型）定員35名（虹の家20名、友愛の家15名）

## 1. 事業概要

障がいのある方に対して、福祉的就労の場を提供し、能力及び特性に応じて適切に支援し、社会的に自立できる力を育てます。

## 2. 運営方針

- ・福祉的就労の事業所として、作業支援、就労支援、相談支援に努めます。
- ・生活自立に向けた生活支援に努めます。（公共交通機関の利用など）
- ・一人ひとりのニーズや目標に合わせたサービスを実施します。
- ・様々な障がいに対応するため、職員のスキルアップを図りサービス向上に努めます。

## 3. 現状と課題

### ①作業支援

受託作業の正確性に努めてきました。

### ②生活支援

公共交通機関利用を中心とした施設行事を計画し、新型コロナウイルス感染対策に努めながら実施しました。また、将来的にグループホームなどへの入居希望者が増えているため、相談支援事業所と連携しながらの支援が必要です。

### ③就労支援

一般就労については、本人・家族の意向を踏まえて意識付けを進めていく必要があります。その上で、福祉的就労の場として、個々の特性に合わせてながら、働くためのスキル向上の支援を行っていく必要があります。

## 4. 実施計画（目標）（★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業）

### ◎作業支援

安定した工賃の確保を目指して、信頼される作業を続けます。定期的に受託している作業の正確性を上げるために環境の構造化等を行います。また、作業スピードにこだわらず作業内容の範囲を広げるとともに、働く喜びを重視した支援を行います。

### ◎生活支援

生活自立に向けた支援として公共交通機関の利用について検討します。コロナ禍において感染防止対策に努め、買い物や余暇の過ごし方の支援について検討します。また、グループホームへの入居希望者への準備支援を行います。

### ◎就労支援

一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型）を視野に入れて、個別に支援します。

### ◎お楽しみ行事、社会見学

新型コロナウイルスの動向を見つつ、年1回の社会見学（工場見学—工場の仕組みや、生産ライン・働く人を実際に見て、働くことへの興味・関心や意欲を育てる）を実施します。また、交流会やお楽しみ会等、人との関わり方を学ぶ機会を作ります。

### ◎家族支援

相談支援事業所と連携しながら、将来に向けての暮らしの相談を行います。

## 5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員、管理栄養士、事務職員

# 各務原市基幹相談支援センター すまいる

## 1. 事業概要

障がいのある方に関する相談を総合的、専門的に実施しています。また、支援困難事例や虐待への対応、相談支援従事者への助言を行い、関係機関と連携・協働しています。地域の福祉サービスや人材育成、支援技術等の向上を図るとともに、各務原市障がい者地域支援協議会（協議会）の運営を行います。

## 2. 運営方針

本人が希望する暮らしが実現できるよう、安心して相談できる支援体制の構築と、関係機関や協議会で検討する地域作りの取り組みとを推進していきます。

## 3. 現状と課題

- ①相談の内容が幅広く、また、障がい種別も様々であることから、職員の資質向上のため、積極的な研修への参加で知識、支援技術を身に付けることが必要とされます。
- ②地域で生活のしづらさを抱える人が増えている現状もあり、市内の相談件数が増加しています。委託相談のあり方も踏まえた市内の相談支援体制の整備を行う必要があります。
- ③福祉的な支援のニーズの高まりと市内の福祉サービス事業所の増加等を受け、就労に係る協議会の役割は高まっていくと思われれます。

## 4. 実施計画（目標）（★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業）

### ◎ワンストップ相談窓口の役割体制構築

関係機関と密な連携を取り、相談者の方の不安軽減に努めます。

### ◎市内の相談支援体制の構築

強度行動障害者、医療的ケア児者など、地域生活する上で障がい特性によって、生活のしづらさがある方たちへの相談支援について考えていきます。

### ◎障がい者虐待の防止に向けての体制づくり

各務原市・支援施設・関係機関（権利擁護センター・子ども相談センター・警察等）と連携を密にしながら、障がい者の権利を守るためのネットワークの構築と市内障害福祉サービス事業所への研修等を企画し、理解を進めます。

### ◎各務原市障がい者地域支援協議会の運営

各務原市と連携しながら協議会の運営を行い、各部会で活発な意見交換ができる場や、専門職による検証・助言ができる場、各種研修ができる場作りを目指します。

### ◎地域生活支援拠点事業の円滑な運用

家族の死亡等の緊急時が起きた場合に、コーディネーターが、緊急時の受け入れ対応事業所と連携しながら円滑な運用を行います。

### ◎高齢障がい者支援体制の構築

障害者総合支援法の対象から介護保険へ円滑に移行できる体制づくりを定期的実施します。新たに、相談支援事業所と居宅介護支援事業所との連携できる場を提供します。

## 5. 人員配置

相談支援課長兼センター長、地域生活支援拠点コーディネーター、  
相談支援専門員、事務職員

# 各務原市福祉の里どんぐり(特定・障害児相談支援事業)

## 1. 事業概要

### • 一般相談

障がい児者が安心して生活を送れるように、様々な相談(発達相談を含む)に応じ、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います。

### • 計画相談

福祉サービスを利用する障がい児者に対して、ニーズに応じた福祉サービスが利用できるようサービス提供事業所と連携を図りながら、「サービス等利用計画書」を作成し、また、継続的に利用できるようモニタリングを行います。

## 2. 運営方針

障がい児者とその家族の思いに寄り添い、能力や特性に応じて、自立したその人らしい生活が送れるように相談支援を行います。将来や子育てに不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。また、サービス等利用計画書の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるようにし、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質を高めていきます。

また、相談支援を通して地域での課題を発見し、各務原市障がい者地域支援協議会に提案し、社会資源の充実に寄与します。

## 3. 現状と課題(計画相談対象児者数530人を4人で担当)

- ①市内の相談支援事業所が増える中、児童を担当する相談員は増えない状況で、未就学児のセルフプランを減らすことができませんでした。
- ②未就学児の相談支援において、保護者自身へのご支援が必要なご家庭や外国籍のご家庭が多くなっている中、療育開始時に計画相談が行われないことで、子どもや家族、関係機関との連携ができず、問題が複雑化するケースが増えています。
- ③本人、家族の価値観、ニーズが多様化し、対応が難しいケースが増え、関係機関との複雑な調整、幅広い知識が必要になってきています。
- ④新型コロナウイルス感染予防のため、直接会うことが難しいので、利用者の真のニーズを汲み取りながら支援を考えていくことが難しくなっています。一方で、会議や面談の方法として、オンライン会議、リモート面談を実施することができました。

## 4. 実施計画(目標)(★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業)

### ◎事業内容の変更

未就学児の相談支援を充実させ、18歳以上の方の相談支援については縮小し、療育を必要とするすべての未就学児に計画相談を実施していきます。18歳以上の方については、新しい計画相談事業所との丁寧な引継ぎを行っていきます。

### ◎関係機関との連携

利用児者の将来を考え、より良い生活を送ることができるよう、関係機関と連携を取り、個別支援会議等を通して支援の方向性を一緒に考えていきます。

### ◎地域支援(※「保育所等訪問支援事業」から移行)

#### ①各務原市すくすく応援隊事業、随時訪問への協力

市内の保育所等を巡回し保育現場にて発達が気になる子の保育に関するアドバイスをを行う事業等に参画します。

#### ②各務原市ことばの相談事業への協力

ことばや社会性の発達など気がかりな子の相談に対して、市の保健師と協力しながら施設職員がアドバイスを行います。

## 5. 人員配置

管理者、相談支援専門員、事務職員

# 高齢者生きがいセンター稲田園(生きがいセンター)

## 1. 事業概要

市内在住の60歳以上の方を対象に、健康増進のため入浴施設、運動器具・軽スポーツ用具等を提供するとともに、教養の向上、レクリエーションなどの便宜を図ります。

## 2. 運営方針

高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、生きがいと健康づくり活動を支援する環境を提供するよう努めます。また、市民のニーズに応えるため地域の社会資源を活用するとともに、市ならびに関係機関と連携を図り事業推進に努めます。

## 3. 現状と課題

新型コロナウイルス感染症のため、個人・団体とも利用控えがあり、コロナ前の水準に戻ることなく利用者減となりました。園では、感染症対策を適切に行うことで、個人及び団体利用者からは対策がしっかりしており、安心して利用できること好評でした。一方で、コロナ対策が厳しすぎるとの声もあり、現状に合わせ緩和するところもありました。今後は地域の状況に加え、高齢者ということを踏まえ、現状に合わせ緩和していきたいと考えます。

課題としては、減少した利用者を以前のように増やしていくために、基本に戻り、好評である大浴場での入浴、健康維持活動等のPRにより、新たな利用者の開拓、既存利用者の利用促進に繋げていきます。

その他、「重い持病を抱えた利用者」や「障がい者手帳を所持する利用者」が増えて見守りの重要度が上がっているため、入浴中の事故防止のための見守り等、安全配慮も重要な課題です。

## 4. 実施計画(目標)(★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業)

### ◎新型コロナウイルス等感染症対策の徹底

基本を守り、地域の状況及び高齢者ということを踏まえながら対策を緩和します。

### ◎入浴サービス

利用者に満足いただけるよう、衛生管理・美化の行き届いた入浴施設の提供に努めます。また、入浴中の事故防止、健康面の見守りに努めます。

### ◎団体向けサービス

各種団体が10人以上の利用で、計画的に送迎バス(無料)を配車します。

### ◎生活・健康等の相談及び指導

- ・ラジオ体操の実施(毎日・午前中)。(健康維持・健康への意識向上のため)
- ・健康増進施設として「稲田園 健康講座」を年1回計画・実施し、健康維持・増進に繋がられるようにします。

### ◎関係機関・ボランティアと連携した取り組み

- ・市関係機関等と連携し、団体向けに「出前講座」「演芸」等を紹介します。
- ・新規利用者の開拓のため、チラシの配布やホームページでPRします。

## 5. 人員配置

園長、事務職員、用務員

# 福祉の里支援センター

## 1. 事業概要

ボランティアの活動支援や大学生等の実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

## 2. 運営方針

地域住民に対して、福祉に関する各種研修事業、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

## 3. 現状と課題

ボランティアや大学生等の実習生を積極的に受け入れ、これらを通して福祉に対する理解を深めていただき、施設と地域との繋がりを大切にしていきます。

ボランティアについては、関係機関とも連携しながら新たな活動者の募集と長期継続となるよう支援を行う必要があります。

貸館業務については、新型コロナウイルスによる利用自粛は減少しています。不特定多数の利用であることから、貸出時には感染防止のため、引き続き消毒等の予防対策を徹底し、安心してご利用いただけるよう努めていきます。

## 4. 実施計画（目標）

### （1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、各務原市社会福祉協議会とも連携しながら、福祉の知識の充実・促進を図ります。

### （2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校の福祉体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。

また、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

### （3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催

これまでの事業運営へのご理解とご支援に対する感謝を伝え、また今後の事業にご理解をいただくためのイベントとし、市民の皆様への情報発信の場とします。

イベントの開催を検討し、また開催時には感染対策を徹底していきます。

### （4）貸館業務

全市民を対象にアリーナ・会議室・なかよし広場等を提供します。

利用者にも協力をお願いし、新型コロナウイルス感染防止のため、体調管理、消毒等を徹底します。

## 年間行事計画

月	施設行事	全体行事、理事会・評議員会
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度保護者説明会（各施設ごと）</li> <li>・遠足（つくし・たんぼぼ）</li> </ul>	
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ旅行（あすなろ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事会</li> <li>・第1回理事会</li> <li>&lt;令和4年度事業報告・決算他&gt;</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーデー（たんぼぼ）</li> <li>・運動会（ぼぶら）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定時評議員会</li> <li>&lt;令和4年度事業報告・決算他&gt;</li> <li>・第2回理事会</li> <li>&lt;理事長の互選他&gt;</li> </ul>
7月		
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吃音のつどい（どんぐり）</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠足（たんぼぼ）</li> <li>・岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアに参加（虹の家・友愛の家、あすなろ）</li> <li>・愛護ふれあいバス事業（虹の家・友愛の家）</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠足（つくし）</li> <li>・岐阜県障がい者スポーツ大会に参加（あすなろ、虹の家・友愛の家）</li> <li>・岐阜県障害福祉事業所連絡会岐阜ブロック交流運動会に参加（虹の家・友愛の家）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の里ふれあい夢まつり</li> <li>・第3回理事会</li> <li>&lt;理事長の業務執行状況報告他&gt;</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者スポーツ大会（あすなろ、虹の家・友愛の家）</li> <li>・社会見学（虹の家・友愛の家）</li> <li>・ソロプチミストとの交流会（虹の家）</li> <li>・インフルエンザ予防接種（あすなろ、虹の家・友愛の家）</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリスマス会（施設ごと）</li> <li>・ファミリーデー（たんぼぼ）</li> <li>・もちつき大会（あすなろ）</li> <li>・竹林救援隊ボランティアによる門松作り（ぼぶら）</li> <li>・お楽しみ交流会（虹の家・友愛の家）</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初詣（ぼぶら、虹の家、友愛の家）</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節分行事（施設ごと）</li> <li>・蘇原民生委員児童委員との交流会（虹の家）</li> <li>・吃音のつどい（どんぐり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決第三者委員会（第三者委員2名出席）</li> <li>・衛生委員会（健康管理医出席）</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒園式（つくし・たんぼぼ）</li> <li>・年度末式（あすなろ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回理事会</li> <li>&lt;令和6年度事業計画・予算他&gt;</li> </ul>

※各行事は新型コロナウイルス感染状況を考慮して開催の判断を行う

- ・運営責任者会議…毎月1回
- ・避難訓練…毎月1回実施
- ・事故検証委員会…2ヵ月毎実施
- ・衛生委員会、虐待防止委員会・身体的拘束適正化検討委員会、給食委員会…毎月1回実施
- ・感染症対策委員会（新型コロナウイルス対策含む）…随時
- ・保護者向け勉強会・交流会（つくし・たんぼぼ…毎月1回、さくら…年4回）実施